

ケアハウス重要事項説明書

社会福祉法人 同 仁 会

ケアハウス たかちほ

群馬県太田市牛沢町 156-1

ケアハウスたかは 重要事項説明書

社会福祉法人 同仁会

1. 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人 同仁会
法人所在地	群馬県太田市八幡町27-7
代表者氏名	穂積 照雄
電話番号	0276-55-3500
設立年月日	昭和52年12月3日

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス たかは
施設の所在地	群馬県太田市牛沢町156-1
施設長名	茂木 由美子
電話番号	0276-38-3741
FAX番号	0276-38-8868
開設年月日	平成9年4月1日
損害賠償責任保険加入先	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ケアハウスは、一人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるよう工夫された、いわゆる「ケア付き住宅」で、車椅子での生活を容易にする構造・設備を備えるなど、住宅としての機能を重視した施設です。ここでは、給食や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居住サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮しています。
施設運営の方針	施設は、居宅における生活への復帰が可能な場合には復帰を念頭におき、その他の場合には、生活の場として老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援等、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期することを基本方針とします。

4. 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	・栄養士の立てる献立により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 【食事時間】 朝食 7:40 昼食 12:00 夕食 17:15 ・食事は、原則として食堂で摂っていただきますが、状況（体調不良等）により居室で摂ることができます。 ・食事が不要の場合は7日前までに職員に申し出てください。欠食される毎に所定の利用料返還の対象となります。
入 浴	・年間を通じて日曜日以外、週6回の入浴を行います。 ・他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意してください。
健 康 管 理	・体調が悪いときは早めに病院への受診をお願いします。 ・緊急時や身体に異変を感じたときは、ナースコールでお知らせください。 ・毎朝のバイタルチェックを行い、入居者の健康保持、疾病予防のため、定期的に健康診断を行います。 【当施設の嘱託医・協力医療機関】 関口歯科、堀江病院、その他、個人のかかりつけ医。
相談及び援助	・当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	・当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽・日常生活支援・サークル等の事業を行います。
居室の状況	・一室当たりの面積（平均） 27 m² ・居室や設備等は、その本来の用途に従い日常的な維持管理は入居者及び家族、外部サービスを利用し丁寧に使用してください。 ・居室や設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状回復していただきます。 ・居室を離れる場合は、必ず施錠してください。 ・廊下、階段などの共用部、避難経路には私物を置かないでください

5. ご利用施設であわせて実施する事業

事業所の種類	指定年月日	介護保険事業所番号	定 員
介護老人福祉施設	平成 9 年 4 月 1 日	1070500291	
通所介護	平成 9 年 4 月 1 日	1070500382	
居宅介護支援	平成 9 年 4 月 1 日	1070500101	
訪問介護	平成 9 年 4 月 1 日	1070500416	—
訪問入浴介護	平成 20 年 4 月 1 日	1070501547	—

6. 利用料

ケアハウスたかはし 利用者階層別料金表

〔単位：円〕

対象収入により階層区分		本人からの利用料徴収額（月額）			
		管理費	事務費	生活費	合 計
1	1,500,000 円以下	10,900	10,000	49,374	70,274
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	10,900	13,000	49,374	73,274
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	10,900	16,000	49,374	76,274
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	10,900	19,000	49,374	79,274
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	10,900	22,000	49,374	82,274
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	10,900	25,000	49,374	85,274
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	10,900	30,000	49,374	90,274
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	10,900	35,000	49,374	95,274
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	10,900	40,000	49,374	100,274
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	10,900	45,000	49,374	105,274
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	10,900	50,000	49,374	110,274
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	10,900	57,000	49,374	117,274
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	10,900	64,000	49,374	124,274
14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	10,900	71,000	49,374	131,274
15	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	10,900	78,000	49,374	138,274
16	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	10,900	85,000	49,374	145,274
17	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	10,900	92,000	49,374	152,274
18	3,100,001 円 ～ 3,200,000 円	10,900	105,560	49,374	165,834
19	3,200,001 円 ～ 3,300,000 円	10,900	全 額	49,374	
20	3,300,001 円 ～ 3,400,000 円	10,900	全 額	49,374	
21	3,400,001 円以上	10,900	全 額	49,374	

但し、群馬県ケアハウス設置運営要領改正に伴い変更いたします。
また、生活費のうち家賃相当額は13,010 相当となっております。

注1) この表における対象収入とは、前年の収入（社会通念上として認定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入を言う。

注2) 本人から事務費徴収額（月額）は、上表より求めた額とする。ただし、当該施設からの事務費を超えるときは、当該施設の事務費（月額）を本人からの事務費徴収額とする。

注3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入および必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額〔月額〕とする。

注4) 地区別冬期加算（11月～3月）は、1ヶ月あたり2,280円徴収するものとする。（1人あたり）

注5) 水道料は、1ヶ月あたり2,000円徴収するものとする。（1人あたり）

[単位：円]

階 層 区 分			本人からの事務費徴収額（月額）
A	所得税 非課税者	市町村民税の非課税者	10,000
B		〃 均等割のみの納税者	15,000
C 1		〃 所得割課税者	20,000
C 2	所得税 課税者	所得税 7,300 円以下	25,000
C 3		〃 7,301 円 ～ 14,900 円	30,000
C 4		〃 14,901 円 ～ 22,200 円	35,000
C 5		〃 22,201 円 ～ 29,700 円	40,000
C 6		〃 29,701 円 ～ 37,200 円	45,000
C 7		〃 37,201 円 ～ 44,600 円	50,000
C 8		〃 44,601 円 ～ 52,200 円	55,000
C 9		〃 52,201 円 ～ 59,800 円	60,000
C 10		〃 59,801 円以上	全 額

（備考）上表により求めた本人からの事務費徴収額（月額）が、当該施設における事務費（月額）を超える場合は、当該施設の事務費（月額）を本人からの事務費徴収額（月額）とする。

7. 苦情相談窓口

（1）苦情の受付

当施設のサービスに対する苦情やご相談は以下の専用窓口で対応します。

○苦情受付窓口（担当者）

管 理 者 茂 木 由 美 子

生活相談員 石 橋 慎 太 郎

○受付時間 毎週月曜日 ～ 金曜日 8時30分 ～ 17時30分

（2）公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

○太田市役所介護サービス課

所 在 地 群馬県太田市浜町2-35

電話番号 0276-47-1856

FAX番号 0276-47-1889

受付時間 8時30分 ～ 17時15分

○群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課 苦情処理相談窓口

所 在 地 群馬県前橋市元総社町335-8

電 話 番 号 027-290-1323

FAX番号 027-255-5077

受付時間 9時00分～17時00分

8. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	・来訪者があったときは、その都度職員に報告して下さい。 ・面会時に持参した物は必ず職員に報告してください。 ・いつでも自由にすることができます。ただし、午後7時前後から午前7時頃までは、防犯の意味もあり施錠を致しますので出入りにはご注意ください。
外 出 ・ 外 泊	・外出、外泊する場合は外出届又は外泊届に所要事項を記入し、行先・連絡先・帰宅予定日・時間を職員に伝えてください。又、帰宅予定日等に変更があった場合には施設へ連絡してください。
掃除・洗濯	・居室の掃除や日常的な維持管理は、入居者及び家族又訪問介護等の外部サービス利用し行ってください。 ・洗濯は、洗濯室に有料(100 円/回)の洗濯機と乾燥機を用意しておりますのでご利用ください。なお、洗剤は各自ご用意願います。
防災	・居室での火気は使用禁止です。ろうそく、線香などを使用する場合には、必ず電気の物を使用してください。 ・敷地内及び施設建物内は、全館禁煙となっております。 ・カーペット等の敷物、又はのれんを設置する場合は必ず防災マークのついた物の使用して下さい。
迷惑行為等	・過度な飲酒、喫煙、無断外出等はおやめください。 ・むやみに他の入居者の居室に立ち入らないようにしてください。 ・金銭の貸し借り、飲食物などのやり取りは、トラブルの元となりますので極力お控え下さい。
金銭の管理	・原則として通帳の管理や、各種お支払いの管理は行っておりません。ご本人、またはご家族様による管理をお願いいたします。 ・管理が難しい場合は、行政のサービスや外部サービスの利用をお願いいたします。
買い物	・月に一回、乗り合いで近隣のショッピングセンターへの買い物の送迎を行っています。ただし現地での付添いは致しかねますのでご了承ください。 ・週に一度、移動スーパーの訪問販売もご利用できます。
ごみ捨て	・ゴミは太田市指定の分別方法に基づき、各人で所定のごみ集積所に捨てに行くか、所定の日に玄関に設置してあるゴミ箱に投入してください。
動物飼育	・居室又は敷地内において小鳥及び小型魚類その他、一切の動物の飼育は禁止します。

私は、本書面にに基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

令和 年 月 日

【 利 用 者 】

住 所

氏 名

⑩

【 代 筆 者 】

私は、下記の理由により、本人（利用者）の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所

氏 名

⑩

【 身 元 保 証 人 】

住 所

氏 名

⑩

【 身 元 保 証 人 】

住 所

氏 名

⑩

【 説 明 者 】

ケアハウス たかちほ

説明者職名

氏 名

⑩